

**一般社団法人 日本歯科麻酔学会**  
**認定歯科衛生士制度施行細則**

- 第1条 日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項の規則にしたがうものとする。
- 第2条 研修を受ける施設は、学会認定医が勤務（非常勤を含む）している歯科診療施設（病院、センター、介護施設、歯科診療所等を含む）または公益社団法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院とする。
- 第3条 認定歯科衛生士規則第3章第5条に定められている研修証明書は、学会認定医または公益社団法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院の代表専門医が発行するものとする。
- 第4条 研修カリキュラムの履修項目は次の各項を含む。
1. 患者の全身状態の評価と管理の補助
  2. 歯科診療時のバイタルサインの評価
  3. モニタリングの方法
  4. 救急蘇生法
- 第5条 認定歯科衛生士制度規則第2章第4条にある学会が開催する学術集会、研修会、学会認定関連団体は次の各項を含む。
1. 日本歯科麻酔学会学術集会
  2. 日本歯科麻酔学会リフレッシュャーコース
  3. 日本歯科麻酔学会バイタルサインセミナー
  4. 学会認定関連団体（北海道臨床歯科麻酔学会、東日本歯科麻酔学会、関東臨床歯科麻酔懇話会、中部歯科麻酔研究会、関西歯科麻酔研究会、中国・四国歯科麻酔研究会、九州歯科麻酔シンポジウム）
- 第6条 第4条第4項に定められた救急蘇生法のカリキュラムは、救急蘇生講習会を受講することを含み、その受講修了証（複写）を申請書類に添えて提出しなければならない。  
救急蘇生講習会とは、米国心臓協会、日本救急医学会、あるいは各医療機関等のいずれかが実施する実習参加型の講習会であるものとする。
- 第7条 認定を受けるためには、申請時から遡って1年以内に、研修カリキュラムに基づいて経験した20例以上の症例の一覧表（様式6）を提出しなければならない。さらに、上記の20例以上の症例の中から、申請者が口頭試問時に説明できる症例3例を選び、症例報告書（様式7）を作成して提出しなければならない。  
但し、申請症例は歯科症例のみが認められ、静脈内鎮静法症例については、学会認定医の指導を受ける必要がある。

第 8 条 認定歯科衛生士委員会は、日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士制度規則第 8 条の規定により認定歯科衛生士の更新を受けようとする者（更新申請者）に対し資格審査を行う。

第 9 条 更新申請者は、別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかわる単位数が 20 単位以上であることの証明書を学会に提出しなければならない。

第 10 条 学会は、日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士制度規則第 8 条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認めるものについては、第 8 条の規定する期間を 7 年とすることができる。更新期限の延長を希望する者は、本学会所定の様式により、診断書等その根拠となる書類の写しを添えて本学会認定歯科衛生士委員会宛に更新期限までに申請するものとする。

第 11 条 認定歯科衛生士認定申請料 10,000 円、登録料 10,000 円および更新審査料 10,000 円とする。

第 12 条 本細則を変更する場合は、認定歯科衛生士委員会において決定し、理事会の承認を必要とする。

## 日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士制度施行細則別表

区分	種別	単位	
学会出席	日本歯科麻酔学会学術集会	10単位	
	リフレッシュコース	2.5単位/1講演	
	旧認定講習会	2単位/1講演	
	学会認定関連団体	5単位	
	国際関連学会	IFDAS、IADR、FADAS 10単位	
学会発表	日本歯科麻酔学会学術集会	一般演題(口演、ポスター) 筆頭 共同 10単位	
	学会認定関連団体	教育講演・シンポジウム等 筆頭 共同 5単位	
		一般演題(口演、ポスター) 筆頭 共同 5単位	
	国際関連学会	教育講演・シンポジウム等 筆頭 共同 3単位	
		一般演題(口演、ポスター) 筆頭 共同 2単位	
論文発表	日本歯科麻酔学会雑誌	総説・原著 筆頭 共著 10単位	
	Anesthesia Progress 国際関連学会雑誌 (麻酔に関連する内容)	その他論文 (技術・技法、調査・資料、解説・記事を除く) 筆頭 共著 10単位	
		総説・原著 筆頭 共著 3単位	
	関連学術誌 (歯科麻酔に関連する内容)	その他論文 (解説・記事を除く) 筆頭 共著 3単位	
		麻酔関連著書 3単位	
	救急蘇生講習会	AHA-BLSプロバイダーコース	受講 3単位 指導 2単位
		AHA-ACLSプロバイダーコース	受講 3単位 指導 2単位
日本救急医学会もしくは各種医療機関等が実施する実習参加型講習会		受講 3単位	
		指導 2単位	
その他	バイタルサインセミナー	5単位	
	全身管理に関する講習会で審査委員会が認めたもの	5単位	

\* 学術集会における教育講座は、全身管理に関する講習会で審査委員会が認めるものに含まれる。

\* 認定歯科衛生士資格を更新するものは、認定歯科衛生士制度施行細則第10条に関わる研修単位20単位のうち、日本歯科麻酔学会総会・学術集会への出席による単位修得が10単位以上、必要である。

\* 一つの学術集会で一般演題と同時に学術講演・シンポジウム等で発表した場合は相当単位の加算を認める。

\* 発表者(共同発表者も含む)が学術集会を欠席した場合、発表単位のみが認められる。

\* 学会認定関連団体とは、下記の7団体のことを指す。

- 〈北海道〉北海道臨床歯科麻酔学会、〈東北〉東日本歯科麻酔学会、〈関東〉関東臨床歯科麻酔懇話会、
- 〈中部〉中部歯科麻酔研究会、〈関西〉関西歯科麻酔研究会、〈中国・四国〉中国・四国歯科麻酔研究会、
- 〈九州〉九州歯科麻酔シンポジウム